

隠岐の島町公告第45号

公募型プロポーザルの執行について

隠岐の島町学校給食センター調理業務の公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので、公告します。

令和7年11月13日

隠岐の島町長 池田 高世偉

1. 業務の概要

- (1) 業務名：隠岐の島町学校給食センター調理業務
- (2) 業務内容：別紙「隠岐の島町学校給食センター調理業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2. プロポーザルの概要

別紙「隠岐の島町学校給食センター調理業務プロポーザル実施要領」のとおり

3. 参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可を取得すること。
- (7) 別紙「隠岐の島町学校給食センター調理業務委託仕様書」の履行が可能であること。
- (8) 町内に本社(本店)、支社(支店)または営業所を有する者であること。

4. 審査

審査委員会にて、一次審査で提出された参加表明書等を審査し業務提案書提出要請者を選考する。その後、二次審査でプレゼンテーション・ヒアリングによる業務提案書等の審査を行う。

5. 事務局

〒685-0011 島根県隠岐郡隠岐の島町栄町 834 番地

隠岐の島町学校給食センター

電話番号 代表 08512-2-2283

直通 08512-3-0059

e-mail : kyusyoku@town.okinoshima.shimane.jp

6. 実施要領等の交付

本プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は、隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできる。(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

7. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年11月25日(火)午後5時必着
- (2) 提出先 担当課
- (3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類 隠岐の島町学校給食センター調理業務プロポーザル実施要領による

8. 業務提案書の提出

- (1) 受付期間 令和7年11月27日(木)から令和7年12月11日(木)午後5時必着
- (2) 提出先 担当課
- (3) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類 隠岐の島町学校給食センター調理業務プロポーザル実施要領による

9. 選定結果の通知及び公表

最優秀者及び次点者を、参加者全員に電子メール及び文書で通知するとともに、隠岐の島町公式ホームページで公表する。

10. 契約方法

最優秀者に対し、隠岐の島町学校給食センター調理業務委託の契約に係る優先交渉権を付与する。最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

契約交渉により本町と合意に至った場合には、契約限度額の範囲内で随意契約を締結する。